

## 浄水場整備等に係るPPP手法導入に向けた事前検討業務プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が、浄水場整備等に係るPPP手法導入に向けた事前検討業務（以下「本業務」という。）を民間事業者へ委託するにあたり、意欲、資質、業務遂行能力等が特に優れた事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定することについて、必要な事項を定めるものです。

### 2 委託業務名

浄水場整備等に係るPPP手法導入に向けた事前検討業務

### 3 委託業務の範囲

委託業務の範囲は、「浄水場整備等に係るPPP手法導入に向けた事前検討業務 仕様書」のとおり。

### 4 履行場所

県内一円

### 5 契約限度額

契約限度額は41,000,000円とします。（消費税及び地方消費税含む。）

### 6 参加資格要件

このプロポーザルに参加するためには、次に掲げる全ての要件を満たす者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企業団が発注する契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ・会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ・民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (4) 平成28年度以降に給水人口90万人以上の上下水道事業者から官民連携手法の整理・検討および民間事業者の意向調査を含む委託業務を受注した実績があること。

### 7 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりです。

内 容	日 付
プロポーザルの公表	令和8年5月12日（火）
参加申込書等の提出期限	令和8年5月20日（水）
参加資格審査結果通知、参加要請書の発送	令和8年5月22日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月26日（火）
質問の回答（予定）	令和8年6月1日（月）
業務提案書の提出期限	令和8年6月12日（金）
選定結果通知・非選定結果通知	令和8年6月中旬予定
仕様確認及び見積徴収	令和8年6月下旬予定

※ 日程は、企業団の都合により変更となる場合があります。

## 8 参加手続き

### (1) 参加申込

このプロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）に所定事項を記入の上、必要書類を添付して、令和8年5月20日（火）午後4時までに下記に持参するか郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）にて郵送してください。

郵便又は信書便により提出する場合は、令和8年5月20日（水）午後4時までに必着とします。

- 申込書提出先 〒760-8514 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階  
香川県広域水道企業団 基盤強化推進課

### (2) 参加資格審査結果の通知

参加を希望する者から提出された参加申込書及び添付書類を基に、参加資格を審査します。

資格審査の結果、参加資格を有すると認められる参加申込事業者には、令和8年5月22日（金）までにプロポーザル参加資格審査結果通知書兼参加要請書（様式第2号）を送付し、本プロポーザルへの参加を要請します。なお、参加資格を有しないと認められる参加申込事業者にはプロポーザル参加資格結果通知書（様式第3号）を送付します。

### (3) 提案方法

#### ① 提案書の作成要領

提案書の表紙には所定の表紙（様式第4号）を使用してください。提案書の作成にあたってはA4版用紙（A3版を折り込んでA4版にすることは可）を用い、15ページ以内（表紙および目次は除く。）に目次及び頁番号をつけ、提出してください。使用言語は日本語とします。また会社名や会社名を特定できる表現（個人名、ロゴマーク等を含む。）は記載しないでください。提案書の構成は次のとおりとします。

#### ア 業務体制及び業務執行計画

- ① 管理体制
- ② 職員配置計画

#### イ 浄水場整備等事業の事業スキーム等の設定

- ① 諸条件の整理・検討
- ② 想定されるPPP/PFI（官民連携）手法の選択肢の整理・検討

#### ウ 民間事業者の意向調査

- ① 調査方法
- ② 調査内容
- ③ 評価結果のまとめ

#### エ 類似業務の実績

- ① 業務内容
- ② 対象施設の諸元

※ 提出のあて先は「香川県広域水道企業団企業長」とし、件名は「浄水場整備等に係るPPP手法導入に向けた事前検討業務」としてください。

#### ② 提出方法

提案書 10部（うち企業名等あり1部）及び業務見積書1部を令和8年6月12日（金）午後4時までに上記8の（1）の提出先へ持参又は郵送により提出してください。（郵送により提出する場合は、簡易

書留とし、提出期限までに必着とすること。)

(6) 参加辞退

参加申込書提出後、都合により参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第7号）を上記8の（1）の提出先へ持参するか郵便又は信書便にて郵送してください。

9 プロポーザルに関する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第6号）により、電子メールにて下記（2）に送信してください。なお、送信時には、質問書を送信した旨を必ず電話にて一報してください。

(2) 提出先

香川県広域水道企業団基盤強化推進課

TEL : 087-826-6119

E-Mail : kibankyoka\_honbu@union.suido-kagawa.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年5月26日（火）午後3時まで

(4) 回答方法

令和8年6月1日（月）（予定）までに、質問書に記載された電子メール宛てに回答します。

なお、質問回答事項は、取りまとめて全ての参加資格者へ回答します。

10 審査・契約予定者決定方法

(1) 審査

本プロポーザルを実施するため、企業団職員で構成する「浄水場整備等に係るPPP手法導入に向けた事前検討業務委託業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置します

選考委員会において、提案書等の書類をもとに審査・採点を行い、最高得点を獲得した参加者を本委託業務の契約予定者とします。ただし、最高得点であっても、評価項目の合計点の5割に満たない場合は、契約予定者としません。

なお、得点の最も高い参加者が2者以上いる場合は、選考委員会で協議の上、契約予定者を選定します。

(2) 評価項目

項 目	配点
ア 企画力	50 点
イ 実施体制	20 点
ウ 実績	20 点
エ 価格評価点	30 点
合 計	120 点

(3) 評価基準等

評価項目については、各項目に詳細な評価細目を設け、評価点を設定します。

※ 「評価の着眼点」については、別紙1のとおりです。

(4) 得点の算出

評価項目のアからウまでについては、提出された提案書を、選考委員が評価項目ごとに審査・採点を行い、その合計点を得点とする。

各評価項目について、次のとおり5段階評価で採点します。

評価	点数配分
非常に優れている	評価点×1.0

優れている	評価点×0.75
普通	評価点×0.5
やや劣る	評価点×0.25
劣る	評価点×0

エ 価格評価点の算出については、

- ・見積額≥契約限度額の80%

$$\text{価格評価点} = 20 \times (\text{契約限度額} - \text{見積額}) \div (\text{契約限度額} - 0.80 \times \text{契約限度額})$$

- ・見積額<契約限度額の80%

$$\text{価格評価点} = 20 + 10 \times (0.80 \times \text{契約限度額} - \text{見積額}) \div (0.80 \times \text{契約限度額})$$

なお、価格評価点の最高は30点、最低は0点とする。

ここでいう見積額とは、業務見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額含む。）である。

#### (5) 審査結果の通知

選考委員会により、契約予定者として選定された参加者に対してはプロポーザル選定結果通知書（様式第8号）により通知し、契約予定者として選定されなかった参加者に対してはプロポーザル非選定結果通知書（様式第9号）により通知します。なお、審査結果についての異議申立ては受けません。

#### (6) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類（参加申込書、提案書等をいう。）に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備があった場合
- ③ 実施要領で示された、提出期間及び時間、提出方法、提出先等が守られなかった場合、又は条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不正又は不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 提案の見積金額が業務の上限額を超過した場合

### 11 契約予定者となる参加者との事前協議等

上記10において契約予定者に決定した参加者は、企業団と提案書をもとに契約締結のための仕様確認等の協議を行い、改めて見積書を提出していただきます。この場合の見積額（消費税及び地方消費税を含む額）は、原則として提案書の見積額の範囲内とします。

### 12 決定の取消し

次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加又は契約予定者の決定を取り消します。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (4) 11の協議が不調に終わった場合

### 13 次順位者の繰り上げ

契約予定者に契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、評価等が上位であった者から順に当該委託業務についての交渉を行うことができるものとします。

#### 14 契約

上記 11 による協議に基づき、契約書を作成し、契約の締結を行います。

契約締結日は、令和 8 年 7 月上旬（予定）を予定しており、業務の委託期間は、契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日とします。

#### 15 契約保証金

契約締結にあたっては、香川県広域水道企業団契約規程（平成 30 年企業管理規程第 7 号）第 12 条第 2 号オの規定により、企業団への契約保証金を免除します。

#### 16 その他

- (1) プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とします。
- (2) 企業団が配布する資料等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、提出された提案書は、返却しません。なお、提出された提案書は、選定に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (3) 提案書提出後の内容変更及び追加は認めません。
- (4) 提出された提案書は公表しません。